

2016年版「建築士事務所の業務報酬算定指針」の正誤表

平成28年6月23日現在

- 1) P12 建築士事務所の技術者人件費 算定資料（その2）

業務経験年数による技術者の区分モデル 換算率

業務区分		正	誤
A	1. 9 6	1. 7 1	
B	1. 7 4	1. 5 9	
C	1. 5 1	1. 4 1	
D	1. 2 3	1. 2 3	
E	1. 0 0	1. 0 0	
F	0. 8 3	0. 8 1	

- 2) 算定資料（その3）時間額の計算方法

正 10行目 換算率1. 5 1を掛けると上記例の時間額は約5,780円となる

誤 10行目 換算率1. 4 1を掛けると上記例の時間額は約5,400円となる

- 3) P27 下から5行目「標準外業務（別添3）」

（別添3）を（別添三）に修正

建築士事務所の技術者人件費 算定資料(その2)

◇業務経験年数等による技術者の区分モデル

建築士等の資格・業務経験等による区分	換算率(*1)	P(b)(*2)
A. 一級建築士取得後18年以上、または二級建築士取得後23年以上の業務経験のあるもの、及び大学卒業後23年以上相当の能力のあるもの	1.96	
B. 一級建築士取得後13以上18年未満、または二級建築士取得後18年以上23年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後18年以上相当の能力のあるもの	1.74	
C. 一級建築士取得後8年以上13年未満、または二級建築士取得後13年以上18年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後13年以上相当の能力のあるもの	1.51	
D. 一級建築士取得後3年以上8年未満、または二級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後8年以上相当の能力のあるもの	1.23	
E. 一級建築士取得後3年未満、または二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後5年以上相当の能力のあるもの	1.00	
F. 上記各欄に該当しないもの	0.83	

- * 1. 平成27年度設計業務委託等技術者単価(国土交通省)の技術者の職種別基準日額に基き、技術者Eを1とした換算率。
- * 2. 時間額人件費P(b)は、下記「時間額の計算方法(例)」を参考に年間実稼働時間数を基に各建築士事務所の実情に応じて算定する。
- * 3. 略算法による「人・時間数表P(a)」を利用する場合は、区分Eの欄となる。

直接人件費P(b) 算定資料(その3) 時間額の計算方法(例)

人・時間数に掛ける区分Eランク技術者の時間額人件費P(b)の算定方法は以下に示す要領となる。

時間額計算の例

1. 区分Eランク技術者の人件費は一級建築士取得後3年未満程度なので、算定資料(1)の左上(企業規模計)の表中「25～29」を使用する。
 2. 年額の算定 $377.1\text{千円} \times 12\text{ヶ月} + 1051.1\text{千円} = 5.576.3\text{千円}$
都市圏の補正率を10%と仮定
 $5.576.3\text{千円} \times 1.1 = 6.133.9\text{千円}$
 3. 時間額の算定 $6.133.9\text{千円} / 200\text{日} / 8\text{時間} \approx 3.830\text{円}$
- ※木造耐震診断・補強設計に関する業務は、相当程度の経験を要するためこの計算例によらない。

略算法以外の見積りでは一般的に区分Cランク技術者の比率が高いが、算定資料(2)の換算率1.51を掛けると上記例の時間額は約5780円となる。一級建築士の平均的人件費となる区分Cの報酬日額が4万円強となるが、一級建築士の職能維持のための見積の際の目安ではないかと考えられる。